

「体制等状況一覧表」に関する記載上の留意点(30年度報酬改定関係)

体制等の名称	対象サービス	区分	留意点等
未就学児等支援区分	児童発達支援	1. 非該当 2. I 3. II	<p>※「児童発達支援センター」及び「主として重度障害児を支援する児童発達支援事業所」は「非該当」を選択してください。</p> <p>・児童発達支援事業所(主として重心を除く)のうち、小学校就学前の障害児の占める割合が70%以上の事業所はIを、それ以外はIIを選択してください。 (児童発達支援では、小学校就学前の障害児以外にも、高校に進学しなかった障害児や高校中退した障害児など、放課後等デイサービスの対象にならない障害児が対象となる場合があります)</p> <p>《小学校就学前の児童の割合の算定方法》 報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所は、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める小学校就学前の障害児の割合により、報酬区分を判定してください。 導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ人数により、算出することとなります。</p>
障害児状態等区分	放課後等デイサービス	1. 非該当 2. 区分1の1 3. 区分1の2 4. 区分2の1 5. 区分2の2	<p>※主として重症心身障害児を支援する事業所は「1. 非該当」を選択してください。</p> <p>区分1の1…指標該当児50%以上、サービス提供時間3時間以上 区分1の2…指標該当児50%以上、サービス提供時間3時間未満 区分2の1…指標該当児50%未満、サービス提供時間3時間以上 区分2の2…指標該当児50%未満、サービス提供時間3時間未満</p> <p>《指標該当児とは》 ・障害児のうち、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を要する障害児、又は ・厚生労働省告示第108号の別表第二(放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標)にあてはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児 ・支給決定期間が更新されるまでの期間に限り指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合も可(指標に該当するかどうか不明な児童がいることにより、50%以上となるか否か判断がつかない場合は、当該児童が指標に該当するか市町村にご確認ください)告示については、ホームページ内の《参考》をご確認ください。</p> <p>《指標該当児の割合の算定方法》 報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所は、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める指標該当児の割合により、報酬区分を判定してください。 導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出することとなります。</p> <p>《サービス提供時間について》 運営規程に定める授業終了後のサービス提供時間により、判定してください。 ※複数単位を設置している場合は、標準的なサービス提供時間に単位数を乗じる。例)2時間×2単位＝4時間 (休業日についてはサービス提供時間による報酬区分はありません。例えば、区分2の1か区分2の2で、届出された場合は、休日は区分2と読み替えます)</p>

<p>児童指導員等配置 (有資格者配置)</p>	<p>児童発達支援、 放課後等デイ サービス</p>	<p>1. なし 2. あり</p>	<p>「児童指導員」、「保育士」又は「障がい福祉サービス経験者のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し証明書の交付を受けたもの」を、営業時間帯を通じて1以上、配置している場合に「2. あり」を選択してください。 (放課後等デイサービスについては、H29. 4月改正、児童発達支援についてはH30. 4月改正後の人員配置基準を満たしていれば、算定できます)</p>
<p>児童指導員等加配 体制(Ⅰ)</p>	<p>児童発達支援、 放課後等デイ サービス</p>	<p>1. なし 2. 専門職員 (理学療法士等) 3. 児童指導員 等 4. その他従業 者</p>	<p>人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、以下のいずれかの配置を行っている場合に、児童指導員等加配加算(Ⅰ)が算定可となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2専門職員(理学療法士等)」…「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」、「保育士」、「大学で心理学を専修し卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者」、「国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者」を常勤換算で1以上配置している場合 ・「3. 児童指導員等」…「児童指導員」、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程修了者」を常勤換算で1以上配置している場合 ・「4. その他従業者」…「その他従業者」(この加算では「障害福祉サービス経験者」もその他従業者に含まれます)を常勤換算で1以上配置している場合 <p>上記の加配を行っていない場合は、「1. なし」を選択してください。 <<注意>> 児童発達支援事業所(センター及び主として重症心身障害児を支援する事業所除く)及び放課後等デイサービス事業所(主として重症心身障害児を支援する事業所を除く)については、基準上必要となる従業者及びこの加算対象職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置していることが必要です。</p>
<p>児童指導員等加配 体制(Ⅱ)</p>	<p>児童発達支援、 放課後等デイ サービス</p>	<p>1. なし 2. 専門職員 (理学療法士等) 3. 児童指導員 等 4. その他従業 者</p>	<p>※「<u>児童発達支援センター</u>」 <u>「主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所」</u> <u>「未就学児が70%未満の児童発達支援事業所」</u> <u>「報酬区分2の放課後等デイサービス事業所」</u> は対象外です。</p> <p>上記「未就学児等支援区分」で「2. Ⅰ」に該当する(未就学児が70%以上)児童発達支援事業所又は上記「障害児状態等区分」で区分1(1の1、1の2含む)に該当する放課後等デイサービス事業所であって、「児童指導員加配体制(Ⅰ)」に該当する加配を行い、さらに常勤換算で1以上、理学療法士等、児童指導員等又はその他従業者を配置している場合に、2～4の該当するものを選択してください。</p>

<p>看護職員加配体制</p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス</p>	<p>1. なし 2. I 3. II 4. III</p>	<p>※「主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援センター又は児童発達支援事業所」、「主として重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所」、は対象外です。</p> <p>以下の要件をすべて満たす場合に対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人員配置基準上必要となる員数に加え、常勤換算で看護職員を1以上配置している。 ●「医療的ケアに関する判定スコア」について <ul style="list-style-type: none"> 「2. I」を算定する場合、判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上、 「3. II」を算定する場合、判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上、 「4. III」を算定する場合は、判定スコア8点以上の障害児が9以上であること。 <p>※利用児童の判定スコアを合計するのではなく、該当する児童の数で判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアが必要な障害児に支援が提供できることを、インターネット等の方法により広く公表している。 <p>「2. I」・・・加配している看護職員が常勤換算で1以上 「3. II」・・・加配している看護職員が常勤換算で2以上 「4. III」・・・加配している看護職員が常勤換算で3以上</p> <p>《注意》 看護職員加配加算を算定している場合、医療連携加算（I）（II）は算定できません。詳細は、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」の問112を参照してください。 「医療的ケアに関する判定スコア」は厚生労働省告示第108号（厚生労働大臣が定める施設基準）を参照してください。告示については、ホームページ内の《参考》をご確認ください。</p>
<p>看護職員加配体制 (重症心身障がい児)</p>	<p>児童発達支援放課後等デイサービス</p>	<p>1. なし 2. I 3. II</p>	<p>以下の要件をすべて満たす場合に対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人員配置基準上必要となる員数に加え、常勤換算で看護職員を1以上配置している。 ●「医療的ケアに関する判定スコア」について、 <ul style="list-style-type: none"> 「2. I」を算定する場合、判定スコアで8点以上の障害児が5以上、 ※(定員5名以上の事業所に限り、16点以上の障害児については2名分として算定) 「3. II」を算定する場合、判定スコアで8点以上の障害児が9以上 <p>※利用児童の判定スコアを合計するのではなく、該当する児童の数で判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアが必要な障害児に支援が提供できることを、インターネット等により公表している。 <p>「2. I」・・・加配している看護職員が常勤換算で1以上 「3. II」・・・加配している看護職員が常勤換算で2以上</p> <p>《注意》 看護職員加配加算を算定している場合、医療連携加算（I）（II）は算定できません。詳細は、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」の問112を参照してください。 「医療的ケアに関する判定スコア」は厚生労働省告示第108号（厚生労働大臣が定める施設基準）を参照してください。告示については、ホームページ内の《参考》をご確認ください。</p>

<p>強度行動障害加算体制</p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス</p>	<p>1. なし 2. あり</p>	<p>「厚生労働大臣が定める基準に適合する強度行動障害を有する児童」に対し、「別に大臣が定める基準に適合する事業所」が支援を行った場合に、一日につき所定単位を算定できるものです。</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準に適合する強度行動障害を有する児童」…厚生労働省告示第109号一の四の表にあてはめて、合計点数が20点以上であると市町村が認めた障害児告示については、ホームページ内の《参考》をご確認ください。</p> <p>「別に大臣が定める基準に適合する事業所」…強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)課程修了者が、当該児童に対して支援を行うこと(体制として整えているだけでなく、直接支援した時に限って算定可となります)</p>
<p>強度行動障害加算体制</p>	<p>福祉型障害児入所施設</p>	<p>1. なし 2. あり</p>	<p>福祉型障害児入所施設においては、加算の要件等は従来と変更ありません。(強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)課程修了者が、当該児童に対して支援を行うこと)</p> <p>(強度行動障害児特別支援加算の算定要件を満たしている場合は「2. あり」を選択してください)</p>
<p>福祉専門職員配置等</p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設</p>	<p>1. なし 3. II 4. III 5. I</p>	<p>福祉専門職員配置等加算の対象となる専門職員(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)に加え、「公認心理師」が対象となりました。 算定方法には変更はありません。</p> <p>「5. I」…常勤の児童指導員・障がい福祉サービス経験者のうち、対象となる専門職員が100分の35以上 「3. II」…常勤の児童指導員・障がい福祉サービス経験者のうち、対象となる専門職員が100分の25以上 「4. III」…児童指導員・保育士・障がい福祉サービス経験者の総数(常勤換算)のうち、常勤が100分の75以上又は3年以上従事している者が100分の30以上</p>